

「がんばろう福島の企業！産業復旧・復興事業」 (成長産業振興事業) 募集要領

1 目的

成長産業分野の民間団体等に対し事業の復旧・復興に必要な人材の確保を支援し、今般の東日本大震災からの復旧・復興へ向けた産業の振興を図るとともに、被災企業等の事業復興に必要な人材を確保しつつ、離職を余儀なくされた非正規労働者、中高年齢者等の失業者、未就職卒業者（以下「失業者」という。）に対して、次の雇用につながる就業機会の創出・提供や人材育成を図り、地域の企業等で就業するために必要な知識や技術等を習得するための研修を民間団体等に委託する。

2 募集事業の内容

民間団体等の創意工夫に基づき、失業者に対して産業人材育成に必要な指導・研修・OJT等を実施し、就業機会の創出・提供や人材育成を図る事業とする。人材育成計画策定に当たっては、職場での実務経験を積みながら育成を行うOJTなどの方法により、十分な研修成果が得られるよう配慮すること。

なお、選定された事業は福島県の委託事業として実施することから、県の事業としてふさわしい事業とする。

(1) 対象事業

緊急雇用創出基金事業（震災対応事業）

(2) 事業の分野

委託事業は、環境・新エネルギー（製造業に限る）、輸送用機械器具製造業、半導体（製造業に限る）、医療福祉機器（製造業に限る）、健康（健康サービスのためのものづくり・環境づくり、又は、健康に着目した観光関連分野に限る）、介護、農商工連携、農業（産地育成事業等に係る分野に限る）、情報通信業の成長産業分野に該当する事業とする。

なお、事業分野の該当の可否については、事業所の所属する産業分野に関わらず、当該事業所において雇用対象者が行う業務が上記分野に該当すると認められるときには、委託事業の対象とする。

※ 事業例については厚生労働省ホームページ（雇用創出の基金による事業）

福島県ホームページ（基金を活用した雇用創出について）を参考にすること。

厚生労働省：<http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyou/chiiki-koyou3/index.html>

福島県：<http://www.pref.fukushima.jp/syoko/roudou/>

(3) 事業の要件

次のすべての要件を満たす事業とする。

ア 新たに雇用を創出する（新規に避難者等の失業者を従業員として雇用する）事業であること。

イ 県内にニーズがあり、失業者の次の雇用につながる就業機会の創出・提供や人材育成をする事業であること。

ウ 委託事業に係る事業経費に占める新規雇用する失業者に向けられる人件費の割合が2分の1以上であること。

なお、人件費等の経費については、労働条件、市場実勢等を踏まえ、適切な水準を設定するものとする。

※人件費＝賃金、通勤手当等の諸手当、社会保険料（雇用保険料、労災保険料等）、賞与等に係る事業主負担分及びこれらに係る消費税及び地方消費税

エ 建設・土木事業でないこと。

オ 既存の従業員が新規雇用する失業者の指導など本業務に従事する場合、業務日誌

等によりその従事状況が把握できるようにすること。

カ 国や他の地方公共団体、その他の団体の委託事業や助成事業を併せて活用する場合は、本事業の委託対象経費と重複しないようにすること。

キ 新規雇用者 3 人を 1 組として指導、研修、OJT 等を行うものとし、1 組につき 1 人の既存従業員を指導者として配置すること。

(4) 新規雇用等に関する条件

この事業は、離職を余儀なくされた失業者に対して、次の雇用につながる就業機会の創出・提供や人材育成を図るもので、以下の条件を全て満たすことを条件とする。

ア 新規雇用する失業者の雇用期間は、平成 24 年 3 月 31 日までとする。なお、委託事業終了後も引き続き雇用関係を継続する場合は、雇用人数等について県に報告すること。

イ 新規雇用する予定の失業者の募集にあたっては、公共職業安定所へ「被災者対象求人」として求人の申し込みを行うほか、市町村や避難所・仮設住宅において周知するなど、広く新規雇用者を募集すること。

ウ 失業者を新規雇用する際には、次に掲げるものの提示を求めることにより、本人が失業者であることの確認を行うこと。

(ア) 雇用保険受給資格者証

(イ) 廃業届（税務署の受付印があるもの）

(ウ) 公共職業安定所の紹介状及び求職受付票

(エ) その他、離職者であることを証明できるもの

(5) 関係法令の遵守について

委託事業の実施にあたっては、労働基準法、労働関係調整法、最低賃金法、国の緊急雇用創出事業実施要領その他関係法令を遵守すること。

※詳細については、「緊急雇用創出事業実施要領」を参照のこと。

(6) 事業の期間

事業の期間は、契約の日から平成 24 年 3 月 31 日までとする。

3 応募の対象となる民間団体等

(1) 応募資格

県内に活動拠点（本社機能又は営業所等）を有する民間団体等であって、過去 1 年間に従業員（パート雇用も含む）を 1 名以上、通算で半年以上雇用した実績があること。民間団体等とは、民間企業、特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）に基づく特定非営利活動法人、その他の法人又は法人以外の団体等であって委託事業を的確に遂行する能力を有するものをいう。

(2) 応募の制限

以下に該当する民間団体等は、応募することができない。

ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定により、本県における一般競争入札に参加出来ない民間団体等

イ 県税を滞納している民間団体等

ウ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続き開始の申立てをしている者若しくは再生手続き開始の申立てがされている者（同法第 33 条第 1 項に規定する再生手続き開始の決定を受けた者を除く。）又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更正手続き開始の申立てをしている者若しくは更正手続き開始の申立てがされている者（同法第 41 条第 1 項に規定する更正手続き開始の決定を受けた者を除く。）

エ 以下に該当する者が役員等の民間団体等

(ア) 法律行為を行う能力を有しない者

(イ) 破産者で復権を得ない者

- (ウ) 禁錮以上の刑に処せられている者
- オ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 1 項第 2 号の規定によるもの）、または暴力団の構成員、暴力団の構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者が経営、運営に関係している民間団体等
- カ 政治団体（政治資金規正法（昭和 23 年法律 194 号）第 3 条の規定によるもの）
- キ 宗教団体（宗教法人法（昭和 26 年法律第 126 号）第 2 条の規定によるもの）

4 委託事業費

- (1) 事業費
県は、予算の範囲内で、受託者が失業者との雇用契約を締結した日以降において、この事業の実施に要する経費を委託料として受託者に支払う。
- (2) 対象となる経費
 - ア 人件費
 - (ア) 賃金
 - (イ) 通勤手当等の諸経費
 - (ウ) 社会保険料（雇用保険料、労災保険料等に係る事業主負担分を含む。）
 - (エ) 賞与等の臨時的な支払い
 - (オ) 人件費にかかる消費税及び地方消費税
 - (カ) 既存雇用者（指導者）に係る上記(ア)～(オ)の経費
 - イ その他の経費
 - (ア) 消耗品代などの本事業と関連がある経費
 - (イ) 機械・機器のレンタル料、リース料
※事業に必要な機械・機器については、購入は避け、リース等により調達することを原則とする。ただし、事業計画上、購入が適切と判断出来るものは購入も可能とするが、1 件 10 万円を超えるものの購入は対象外とする。
 - ◎ 次の経費は委託金額の対象外とする。
 - ・土地又は建物を取得するための経費
 - ・施設や設備を設置又は改修するための経費
 - ・事業との関連性が認められない経費
 - ◎委託料の上限額
 - 【人件費】
 - ・雇用対象者 1 人あたり 18 万円/月
 - ・既存従業員 1 人あたり 26 万円/月（雇用予定者の指導・研修・OJT 等を実施する者）
 - 【その他の経費】
 - ・指導に必要な物件費＝100 万円（1 事業あたり）

5 応募手続き

- (1) 応募方法
本事業への応募を希望する民間団体等は、各募集期の期日までに、応募申込書等を福島県商工労働部企業立地課（県庁西庁舎 10 階）まで持参又は郵送すること。
- (2) 応募書類
 - ア 産業復旧・復興事業（成長産業振興事業）応募申込書（様式 1）
 - イ 県税納税証明書
※納税証明書は、各地方振興局県税部で証明願の申請により取得すること
 - ウ 直近 1 事業年度の貸借対照表、損益計算書又は税務申告書の写し

エ 定款（写しでも可）※法人の場合

オ 商業登記簿謄本（写しでも可）※法人の場合

※法人格を有しない場合は、事業内容がわかる事業計画、事業報告などを提出すること。

(3) 提出部数

1部

(4) 応募に係る留意事項

ア 募集要領の承諾

応募民間団体等は、応募書類の提出をもって、本募集要領の記載内容を承諾したものとみなす。

イ 応募民間団体等の失格

応募した民間団体等が次の事項に該当した場合は失格とする。

(ア) 募集要領に定める手続きを遵守しない場合

(イ) 応募書類に虚偽の記載をした場合

ウ 関係機関への照会

必要により提出された応募書類の内容について、関係機関に照会する場合がある。

エ 応募辞退

応募書類を提出した後に辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出すること。

オ 費用負担

応募に関して必要となる費用は、応募する民間団体等の負担とする。

カ 応募書類の取扱い

提出された書類は、原則として県に対する情報公開の対象文書となる。

キ 応募書類の返却について

応募書類は、原則として返却しない。

6 応募期間

(1) 応募期間（応募書類の受付期間）

- ・ 第1期募集・・・平成23年6月1日（水）から平成23年6月10日（金）
 - ・ 第2期募集・・・平成23年7月1日（金）から平成23年7月11日（月）
 - ・ 第3期募集・・・平成23年8月1日（月）から平成23年8月10日（水）（予定）
 - ・ 第4期募集・・・平成23年9月1日（木）から平成23年9月12日（月）（予定）
- ※各募集とも応募の締め切りは午後5時（必着）までとする。

(2) 提出先

福島県商工労働部企業立地課

〒960-8670 福島市杉妻町2番16号

電話024-521-7882

7 委託事業の選定方法及び選定結果

(1) 選定方法

県において、提出された事業計画書等の内容について雇用の創出効果、将来の成長可能性等に着目し審査の上、適切に事業を実施できると認める民間団体等について、予算の範囲内において受託者として決定し、委託契約を締結するものとする。

(2) 選定結果の通知及び公表

審査結果は、応募書類を提出した応募者に対して通知するとともに、選定事業については県のホームページへの掲載等により公表する。

8 契約についての留意事項

(1) 企画提案し選定された事業の内容・規模等については、選定された民間団体等と県

庁事業担当課等との協議に基づき契約仕様書案等を作成する。その後、見積もりを徴し、随意契約を行う。

- (2) 委託期間終了後に委託契約額を確定した結果、委託事業の実施により発生した収入がある場合、得られた収入から委託契約額を上回る事業費を差し引いた額を返還するものとする。ただし、委託契約額を上回る事業費が発生する場合は、予め県と協議するものとする。

9 事業報告

受託者は、事業終了後、速やかに委託契約書等に基づき業務の成果に関する報告書及び雇用実績報告書を提出すること。ただし、事業途中においても、事業の進捗状況等の報告を求める場合がある。

10 募集に関する事項

- (1) 募集、選定等のスケジュール
募集、選定等のスケジュールについては、以下のとおり。
 - ア 応募書類の受付期間
上記6の応募期間のとおり。
 - イ 審査及び選定結果の通知・選定事業の公表
 - ・第1期募集・・・平成23年6月下旬
 - ・第2期募集・・・平成23年7月下旬
 - ・第3期募集・・・平成23年8月下旬（予定）
 - ・第4期募集・・・平成23年9月下旬（予定）
- (2) 応募の手続き
応募の手続きについては、福島県ホームページのトップページ「新着情報」欄に掲載し、周知する。
※福島県ホームページ <http://www.pref.fukushima.jp/>
- (3) 応募に関する質問の受付
応募に関する質問を以下のとおり受付する。なお、口頭（電話を含む。）による質問は受付しない。
 - ア 質問の受付期間
 - ・第1期募集に関して・・・平成23年6月1日（水）から平成23年6月10日（金）
 - ・第2期募集に関して・・・平成23年7月1日（金）から平成23年7月8日（金）
 - ・第3期募集に関して・・・平成23年8月1日（木）から平成23年8月10日（水）
 - ・第4期募集に関して・・・平成23年9月1日（木）から平成23年9月9日（金）※第3期、第4期については予定
 - イ 受付方法：「質問書（様式2）」に記入のうえ、ファックス又は電子メールにより送付すること。
 - ウ 送付先：「11 電子メール等送付先及び連絡先」に同じ

11 電子メール等送付先及び連絡先（担当課）

福島県商工労働部企業立地課

〒960-8670 福島市杉妻町2番16号

電話024-521-7882 FAX024-521-7935

電子メール：investment@pref.fukushima.jp